

名古屋市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 2 月 13 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第5号

名古屋市契約規則の一部を改正する規則

名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第20条の2中「令第167条の2第1項第3号の規定により」を「前項に規定する」に、「次の各号」を「次」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定により随意契約を締結しようとする場合は、あらかじめ、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注の見通し
- (2) 契約に係る物品又は役務の名称及び数量
- (3) 契約の相手方の選定基準
- (4) 契約の申込みの方法
- (5) その他必要と認められる事項

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。